

千葉県告示第931号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年11月10日

千葉市長 神谷俊一

(変更)

施 術 者		施 術 所		変更年月日
氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
工藤 蓮	千葉県稲毛区 宮野木町 1100	A F 整骨院	千葉県稲毛区 宮野木町 1097-1	令和5年10月20日
変更後		A F 4 7 整骨院		
小管 庸隆	千葉県佐倉市 下勝田 1064-3	おゆみのマッサー ージ	千葉県緑区 おゆみ野 3-5-2	令和5年10月19日
変更後		おゆみのマッサー ージ 川戸院	千葉県中央区 川戸町 287-19 能登ハイツ 101	